令和7年第2回

座間市農業委員会定例総会

日時·令和7年2月26日(水) 午後1時30分

場所·座間市役所 6 F全員協議会室

第2回座間市農業委員会定例総会議事録

令和7年2月26日、第2回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森	Ш		保		7	吉	Ш		充
2	草	薙	初	夫		8	小	泉		聡
3	若	菜	成	之		9	鈴	野	伸	吾
4	曽	根	将	彦		10	吉	Ш	浩	正
5	池	上	元	徳		11	市	Ш	芳	明
6	吉	Ш	稔	恒		12	Щ	村	優	子

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曽根 覚、池上 光昭、野島喜代史

書記は次のとおり

1 事務局次長 曽根 和士

2 庶務係長 河野 誠

3 主 事 補 東 田 佑太郎

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第3号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第4号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第5号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第6号 非農地証明の発行について
- 7 議案第7号 生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者証明の発行について
- 8 議案第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 議案第9号 農用地利用集積計画について

その他

午後1時30分開会

議 長 ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和7年第2回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願 います。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2番草薙初夫委員、9番鈴野伸吾 委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和7年1月30日(木)から令和7年2月25日(火)までの概要でございます。

先月、1月30日(木)、この場所におきまして、令和7年第1回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、1件、4筆の農地転用、農地法第5条、10件、15筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、 3件、14筆、農用地利用集積計画について、新規が3件、4筆、更新が同じく3件、 4筆の合計4議案についてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要 の手続をさせていただきました。

2月3日(月)には、農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が横浜市内で 開催され、会長、局長と私が出席をしました。

2月19日(水)には農振部会と農地部会を開催しました。

農振部会では、令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和8年度県 農地等の利用の最適化の推進に関する意見について検討を行っております。

農地部会では、本日の議案について事前協議を行いました。

2月21日(金)には農地利用最適化推進委員が入谷、四ツ谷地区のパトロールを実施しています。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計5件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について 及び日程第4、報告第4号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事 務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年2月26日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第4号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年2月26日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、畑が2筆、地積合計、1,054㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が2筆、地積合計、327㎡。畑が28筆、地積合計、7,677.61㎡。

合計としまして、田が2筆、地積、327㎡、畑が30筆、地積、8,731.61㎡、合計としまして、筆数が32筆、地積合計が9,058.61㎡、届出件数が12件でございます。

以上です。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

市川農地部会長 教えてもらいたいのですが、4条の規定に基づく農地経営の届出の中の2番の

さんの、事業内容の地目合わせというのは何ですか。

事 務 局 基本的に、農地転用自体は、転用行為です。住宅を建てたりなどの建築行為を行う 前に届出や許可申請を出すのが原則なのですが、過去に、農地法の施行前から建って いるものなどは、基本、地目が宅地になっているのですが、まれに底地の地目は田畑 なのに上物が建っているものや駐車場になっているものが存在しております。

> 農地法が厳格化される前に建ててしまったものなどがあるおそれがあるのですが、 そういうものを現況にそろえて、その後に売買等を行うという話なので、今回、地目 を畑から合わせて、雑種地というか更地にするということで、内容が地目合わせとし ております。

以上です。

市川農地部会長分かりました。珍しい事業内容ですね。

議 長 ほかにいいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第5号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを 議題といたします。

なお、本案につきましては、議席番号 は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いします。

退室)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第5、議案第5号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切な ものと認められるので議決を求めます。

令和7年2月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元の資料の4ページをご覧ください。

まず、譲渡人は、座間市入谷西三丁目にお住まいのさん。

譲受人は、座間市新田宿 にお住まいの、 さんです。

土地につきましては、番号1、新田宿字下川原 、登記地目、畑、地積、518 ㎡

です。

案内図につきましては資料の5ページをご覧ください。

新田宿グラウンドの南側に位置する市街化調整区域の畑でございます。

譲受人の さんですが、現在、田畑を合わせて6町歩近くの農地で農業経営を行っておられます。

今回の申請農地は自宅から近く、農作業をする上で好都合と言え、作業効率が上が り耕作の拡大が図れるため申請されました。

購入後は、ジャガイモ、ネギ、カボチャを作付する計画となっております。

農地の現況といたしましては、お手元のタブレットまたはテレビモニターにて現況 写真を用意しましたので、ご確認をお願いいたします。

所有する農業機械はトラクター、耕耘機のほか、水稲用農業機械等を所有されております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第5号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について提案理由並 びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川芳明農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 概要については、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

2月19日に農地部会において現地を見て確認しました。モニターにもありますとおり、畑には大木が植わっているのですが、それはきれいに片づけて売却するそうです。

さんは、その西側に乾燥施設がありまして、隣接する農地で一体として使 えるということで話がまとまったようです。

経営の資格については、全く問題ないということで、部会としては適正であると認めております。

以上です。

議 長 議案第5号の地区担当委員は若菜成之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

若 菜 委 員 今、部会長の言われたとおりです。タブレット等によると木の枝がかなりありますが、もうほとんど枝はないです。彼は一生懸命、もう3週間ぐらい毎日やっていますかね、こつこつのこぎりで切っています。

また、 さんにしてみれば、今、部会長が言われたとおり、すぐ横が自分の畑ですので、すごく有効に使えるのではないかと思います。問題ないと思います。 以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第5号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。 それでは、 の入室を許可します。事務局で案内をしてください。

(入室)

議 長 にお伝えいたします。ただいま、議案第5号、農地法第3条の規定に基づ く許可申請については、全員の賛成で承認しましたので、申し伝えます。

> 次に、日程第6、議案第6号、非農地証明の発行についてを議題といたします。 事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第6号、非農地証明の発行について。

農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との整合性を図るため、非農地証明の承認を求めます。

令和7年2月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の6ページをご覧ください。

まず、申請人でございますが、座間市新田宿 にお住まいの、 さん。

土地につきましては、番号 1 、栗原字小池谷 、地目、畑、地積、1,071 m² でございます。

この非農地証明につきましては、登記簿上の地目が農地でありながらその現状が農地以外の土地になっているもので、農地に復元することが著しく困難であり、一定の条件を満たしている場合、その土地に対して、非農地証明を発行できることになって

おります。

農地法第2条に定める農地には該当しないと認められる土地の取扱いについて、優良農地を確保し、良好な農業環境を保持するという農地法上の転用許可制度と不動産 登記制度との相互の運用の整合性を確保する趣旨によるものでございます。

案内図につきましては、7ページをご覧ください。

こちらは特別養護老人ホームベルホームの南側に位置する土地、1筆でございます。 当該地は、昭和58年から座間市との土地賃貸借契約により市が小池地内遊水池用地 として借用しており、現在まで41年間継続して遊水池として使用されてきました。

また、令和7年3月3日付で、当該契約の解除に関わる覚書が締結され、令和7年3月31日で契約が解除となり、現況、掘り込みの状態について座間市による埋め戻しは行われないということを確認しております。

現在の土地の状況としましては、現況写真がございますので、皆様、ご確認をお願いいたします。

内容につきましては以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川芳明農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 非常に難しい問題でありました。概要は事務局の説明のとおりであります。

2月19日に現地を確認しましたけれども、7ページの案内図を見ても分かるとおり、 栗原ホームの隣の遊水池ということで、いろいろ臆測が出ました。なぜ今、非農地証 明なのかや、地目が畑ならば復原できないのか、市と遊水池を契約した時点での現況 はどうだったのかなどいろいろと話が出ました。

その中で、結果としては、市と遊水池契約をする時点で原野でした。それは契約上にも出ていました。その以前からそこは原野状態で、もう畑ではなかったというのが 事務局の資料の下で証明できました。

あるいは、埋め戻しをするにも多額の費用がかかるとか、市でもそれは現状返還をするということで、埋め戻しはしないという約束も出ているということ、あるいは周辺農地にも影響がないとか、今まで荒廃地としての指導を一度も受けたことがないと、そういったいろいろな状況がありまして、冒頭でいいます農地法の転用許可制度と不動産登記制度との整合性を図るという意味では、これは非農地証明として該当するということで、部会としては、あそこについては何ら問題ないということで意見がまと

まりましたので報告いたします。

よろしくお願いします。

議 長 議案第6号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

部会長から今報告がありました。私の自宅から若干北側の位置で、子どもの頃から 草薙委員 山の遊び場のようなところで、六十数年前から、私の覚えている限りは、山林であり まして、農地になったことは過去一度もありません。

そういうことで、先ほど部会長が報告されたとおり、問題ないと考えます。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

> 議案第6号、非農地証明の発行について、本案、部会長報告は「承認」であります。 部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

> > (賛成者举手)

議 挙手全員。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。 長

> 次に、日程第7、議案第7号、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事 者証明の発行についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第7、議案第7号、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者証明 の発行について。

> 別紙記載の者を、生産緑地法第10条第2項の規定に基づき生産緑地の買取り申し出 に係る農業の主たる従事者と認め、農業の主たる従事者証明を発行したいので承認を 求めます。

令和7年2月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の8ページをご覧ください。

まず、買取申し出の生じたものは、座間市明王にお住まいの、

さん。

申出の理由は、故障となります。

申し出生産緑地の土地につきましては、番号1、明王 、地目、宅地、地積、 187.19㎡。番号2、明王 、地目、宅地、地積、630.43㎡、合計817.62㎡です。

本件は、生産緑地法第10条第2項の規定に基づき、 さんが市へ買い取りの申出をするために当該生産緑地において、農業に従事していた旨の証明願が提出されたものでございます。

生産緑地法では、死亡もしくは農林漁業に従事させることを不可能にさせるものとして、国土交通省令で定める故障を有するに至ったときは、市長に対し買い取るべき旨を申し出することができると規定されており、今回の さんについては、農業時従事することを不可能にさせる故障を事由として提出された証明願となります。

場所につきましては、資料9ページの案内図をご覧ください。

こちらは、明王の一番南側に位置する生産緑地2筆でございます。

農地の状況といたしましては、現況写真がございます。皆様、ご確認をお願いいた します。

さんですが、以前は葉物野菜を中心に農業を営んでおられましたが、近年では 体調を崩されており、今回の証明願に添付された医師の証明書によりますと胃がん術 後状態であり、また、高血圧症、自律神経失調症の疾患による体力低下で農業に従事 することは不可能と考えるとあります。

このことにつきましては、先日、農業委員会会長と事務局で さんとお子 様の さんと面談を行い、確認をしてまいりました。また、ほかのご家族で農業の 承継はできないとのことです。そのため、生産緑地の維持ができなくなったというこ とから、今回の申請に至ったものです。

議案の内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第7号、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者証明 の発行について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川芳明農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 概要につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりであります。

申出理由が故障という珍しいケースで、今まででしたら死亡という申出理由で、こ ういった証明書の発行についての依頼が来るのですが、それについては、説明のとお り病気による営農困難ということで、医師の診断書も出ていて、明らかに営農困難で あるということが認められるということ。

したがいまして、12月20日時点では、以前まで世代間においてこの土地は耕作されていたということが現況で確認できましたので、農地部会としては、その証明発行については、問題ないということで意見がまとまりましたので報告させていただきます。よろしくお願いします。

議 長 議案第7号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草 薙 委 員 重複して恐縮なのですが、部会長からお話がありましたように21日金曜日に現地調査をしました。本件は、現地調査はあまり重きがない案件かと思います。会長と事務局がヒアリングをされたということで、地区担当としてはあえて重複するようなヒアリングは行いませんでした。

本件許可については、全く問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第7号、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者証明の発行について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について を議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第8、議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年2月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の10ページをご覧ください。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税 務署に提出する、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

まず、申請人ですが、海老名市上郷にお住まいの、

さん。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年2月25日から令和7年2月26日まで。

特例適用農地につきましては、番号1、入谷西5丁目 、地目、田、地積、99 1㎡でございます。

場所につきましては、案内図の11ページでございます。

JR入谷駅の西側で、市街化調整区域内の田、1筆でございます。

さんは、平成9年に父親が亡くなり農地を相続され、今回で9回目の証明の申請となります。

農地の状況といたしましては、現況写真がありますでの、ご確認をよろしくお願い いたします。

申請人の さんは、主に海老名市で耕作されており、海老名市農業委員会へ耕作の状況を確認したところ、ご本人と妻と子どもの3人で耕作をしており、田、約1万5,000㎡、畑、約3,300㎡ほどを所有し、耕作・管理されているとのことです。

また、所有している農機機械は、トラクター、耕耘機、田植機等です。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理 由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川芳明農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 これも同じように 2 月 19日に農地部会で現地調査いたしました。昨年の作付などの 耕耘もきれいにされており、特に問題はないということで部会の意見はまとまりまし た。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 議案第8号の地区担当委員は吉川稔恒委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(稔)委員 この近所で私も水田を耕作しているのですが、毎年しっかりと水稲作を さんは やっております。問題ないと思います。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第9号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、 は当事者でございます。 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。 しばらくの間、退席をお願いいたします。

退室)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第9号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和7年2月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件の農用地利用集積計画は、更新分の農用地利用集積計画です。

資料の12ページのご確認をお願い申し上げます。

令和6年12月に更新時期を迎えた農用地利用集積計画になります。

毎年この時期は、農地の貸し借りの期間が到来したものについて、継続更新の手続が必要となります。事務局から双方当事者へ、継続の意向確認の連絡を行いまして、 本議案のとおり、継続の申出がありました。

貸手ですが、相模が丘にお住まいの、
さん。

借人は、四ツ谷にお住まいの、 さんです。

土地につきましては、四ツ谷字東裏 、地目、田、地積、528㎡、権利の種類といたしましては、使用貸借となっております。

そのほかの内容につきましては、資料のとおりです。

ご確認をよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、議案第9号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明が ございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第9号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を 求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、の入室を許可します。事務局で案内をお願いします。

入室)

議 長 にお伝えいたします。ただいま、議案第9号、農用地利用集積計画についてにつきましては、全員の賛成で承認しましたので、申し伝えます。

以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは、先日、農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施しておりますので、池上光昭推進委員から報告を求めます。

池上推進委員 それでは、2月21日に実施したパトロールを報告します。

パトロールは、推進委員3人と事務局1人で、入谷と四ツ谷の一部の圃場を回りました。

入谷地区では、荒れている農地の雑草などは枯れていましたが、特に変化は見られませんでした。しかしながら、一部農地については、草刈りが既に行われておりました。

今後も指導を継続し、意向把握にも努めていきます。

報告は以上です。

議 長 委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

吉川(総)委員 一応確認なのですが、今回の議案第8号で、引き続き農業経営を行っている旨の証明ということで、以前、地区別の色別ではもらっているのはあるのですが、今日、突然というか、事前に何も連絡がなくて意見を求めますと言われて、たまたま周辺で行

っていますので分かっているのですが、分からない場合もあるかもしれません。その 辺りはどうなっているのでしたか。

事 務 局 例月は、農地部会の方々については農地部会の場でお伝えをして、農振部会のメン バーの方々につきましては、資料送付のときに、この議案について地区担当意見とし て求めますというお手紙を入れさせていただいております。

ただ、今月については農地部会の前に農振部会がございましたので、その農振部会のタイミングで資料をお渡しさせていただきました。もし農振部会のメンバー方で地区担当委員に当たられた方については、後ほど電話をさせていただくということで、午前中の農振部会が終わったタイミングでお伝えさせていただきました。その日の夕方に、別の職員から電話させていただいたと思ったのですが、確認を私たちのほうでもう一度確認しておきます。申し訳ありません。

議 長 すみませんでした。確認します。

ほかに何かありますか。

だから、地図上で、このタブレットを下から上に撮っているのだったら、地図も下から上で、矢印などを加えてもらえませんか。

事 務 局 来月から案内図の構図を作成する際に、矢印や目のマークなどを入れて、どちらか ら写真を撮っているか、分かりやすく作らせていただきます。

議 長 ほかにございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和7年2回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時08分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議	長			
2	番			
9	番			